

日本協同組合学会
第 42 回秋季大会・2 日目プログラム

2022 年 9 月 11 日

日本協同組合学会第42回大会 2日目個別報告およびテーマセッション

◆開催日:2022年9月11日(日) 9:00～

◆開催方式:ZOOMでのオンライン開催 ※にいがた弁天貸会議室(新潟県新潟市中央区弁天3-2-20 弁天501ビル4階)での会場参加も可能です。

【午前ルームA】

	座長	報告者 No.	報告者氏名	所属	タイトル
9:00-9:30	伊丹謙太郎 (法政大学)	01	中元航平	大阪大学人間科学研究科	若者就労若者就労支援における労働者協同組合と地域若者サポートステーションの連携に関する一考察
9:30-10:00		02	樋口兼次	白鷗大学	労働者協同組合と企業組合等との共存・連帯に向けて
10:00-10:30		03	木原進	法政大学連帯社会インスティテュート	フリーランス/非正規雇用という二つの働き方に資する芸術従事者の協同組合の可能性
10:30-11:00		04	仲田秀	法政大学政策科学研究科博士後期課程満期修了	大学生協事業業績経年変化の可視化から見えるもの・その3 -持続的発展のための理事会での議論を-
11:00-11:30	北川太一 (摂南大学)	05	堀井真理生	福井県中小企業団体中央会	福井県の中小企業組合における共同経済事業の実施状況
11:30-12:00		06	杉本貴志	関西大学	なぜロッチデールは先駆者となり得たのか？
12:00-12:30		07	松浦陽子	明治大学政治経済学研究所	イギリスにおける初期の協同組合経営 -1852年産業節約組合法の成立前を中心に-

<https://us02web.zoom.us/j/88484750615?pwd=N25VNFBIZWwLam1udllwOFZ2QWw0QT09>

ミーティング ID 884 8475 0615 パスコード 399631

【午前ルームB】

	座長	報告者 No.	報告者氏名	所属	タイトル
9:00-9:30	小山良太 (福島大学)	08	阿高あや	JCA/東京大学学際情報学府	生協を支えているのは誰か -パルシステム東京の存立構造と組合員の意志反映
9:30-10:00		09	石坂誠	敬和学園大学人文学部	ゼミ活動を通して考えるFEC自給圏の視点の有効性
10:00-10:30	西井健吾 (JCA)	10	鈴木智也、堀部篤、高梨子文恵	東京農業大学	有機農産物専門生協による産地への進出 -株式会社コープ有機九州支所の生産・集荷行動を事例として-
10:30-11:00		11	山野薫	近畿大学	飼料用米を利用した畜産における農協と生協の役割 -鶏卵のサプライチェーンに着目して-
11:00-11:30		12	井出澤菜歩	京都大学農学研究所	長野県南佐久地域における青果物生産・流通の農協依存の要因 -農業経営機能の依存度と農協への期待に着目して-
11:30-12:00		13	段野聡子	徳島大学	東とくしま農業協同組合における取り組み -地域経済に果たす役割-

<https://us04web.zoom.us/j/73344170375?pwd=vETvS5ye524g9qJdtknAeMV9GpM7xb.1>

ミーティング ID: 733 4417 0375 パスコード: Pf8VFE

【午後テーマセッションルーム1】

	座長	報告者 No.	報告者氏名	所属	タイトル
13:00-13:15	田中夏子 (長野県高齢者 生協)	01	大橋充人	地域と協同の研究センター	市民活動における「多文化」と「協同組合」の相互補完的関わり、その実践
13:15-13:30		02	神田すみれ		多文化共生に協同組合の視点を取り入れる意義と可能性
13:30-13:45		03	部坂菜津子		協同組合原則に基づく多文化共生と協同組合の実践検討
13:45-13:55		04	田中夏子	長野県高齢者生協	座長コメント
13:55-14:10		05	菅野晶仁	地域と協同の研究センター	多文化共生の協同組合、その体現と実践にむけて
14:10-14:30		質疑応答			

14:30-14:45 休憩

【午後テーマセッションルーム2】

	座長	報告者 No.	報告者氏名	所属	タイトル
14:45-14:55	安藤信雄 (中部学院大 学)	01	向井忍	地域と協同の研究センター	生協組合員の「顧客化」に関する論点と現状
14:55-15:15		02	川島美奈子	静岡英和学院大学	「生協組合員の顧客化」と組合員参加
15:15-15:35		03	青木雅生	三重大学	「協同組合のマネジメント構造」と組合員参加
15:35-15:45		各報告へのコメント 田辺準也(地域と協同の研究センター)、向井清史(名古屋市立大学)			
15:45-16:05	青木雅生 (三重大学)	04	安藤信雄	中部学院大学	協同組合における「所有と経営の分離」と組合員参加
16:05-16:25		05	栗本昭	日本協同組合連携機構	協同組合のアイデンティティにおけるユーザーシップの重要性
16:25-16:32		06	前田健喜	日本協同組合連携機構	コメント「ICAにおける協同組合のアイデンティティの論点」と組合員参加
16:32-16:45		質疑応答			

※午後のテーマセッション1・2は午前中のZOOMルームAを継続して使用します。

<https://us02web.zoom.us/j/88484750615?pwd=N25VNFBIZWhLam1udllwOFZ2QWw04QT09>

ミーティング ID 884 8475 0615 パスコード 399631

【01】若者就労支援における労働者協同組合と地域若者サポートステーションの連携に関する一考察

中元 航平(大阪大学大学院人間科学研究科)

1. 研究の背景と目的 労働者協同組合(以下労協)では、様々な背景を持つ組合員の参加が進んでおり、その1つが、障害やひきこもり経験等のある「就労困難者の参加」である(大高 2013)。またそうした人々の就労支援の担い手として、地域若者サポートステーション(以下サポステ)がある。サポステは、地域の関係機関と連携しながら若者(15歳~49歳)を受け入れ、他の支援機関等につなぐ重要な役割を担う。そして労協でも、自治体からサポステ事業を受託し運営する事業所が存在する。だが一方では、独自に他のサポステと連携しながら、サポステ出身者と共に協同労働を行う事業所も存在する。本研究では、そうした事業所におけるサポステ出身の組合員の当事者性に基づいた若者就労支援の取り組みや、労協とサポステの若者就労支援における連携に着目し、その様相の一端を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の対象と方法および倫理的配慮 関東圏の労協の事業所Xの常勤組合員Aさん(男性、40代、サポステYの元利用者)、同圏内のサポステYのスタッフBさん(女性、50代、Aさんがサポステ利用者の時からAさんと関わりを持つ)を対象に、両者同席で半構造化インタビューを行った。インタビューでは、サポステ利用者時代の経験(Aさん)や、事業所XとサポステYの連携における具体的な事例や課題等を尋ねた。なお調査を実施するにあたり、大阪大学人間科学研究科社会・人間学系研究倫理委員会による承認を受けた。

3. 結果・考察 Aさんは、事業所Xに就労するサポステ出身者に対して、元サポステ利用者という当事者としての経験に基づいた積極的受援を喚起し、就労後もサポステと関わり続けるように促していた。また、事業所Xで就労するサポステ出身者についても時おりBさんに相談し、彼らの就労以外の場面にも目を向けながら協同労働を実践していた。一方Bさんは、Aさんの経験をサポステYの利用者と共有する機会を設けたり、サポステYの利用者を事業所Xにつないだりするなど、断続的ながらも長年にわたり、Aさんや事業所Xと関わり続けてきた。これらのことから、事業所XとサポステYは相互につながり続けながら、サポステ出身者というAさんの当事者性に依拠した若者就労支援を実践し、連携に取り組んできたと考えられる。

<参考文献>大高研道「労働者協同組合の展開過程と今日の特徴」藤井敦史・原田晃樹・大高研道(編著)『闘う社会的企業—コミュニティ・エンパワーメントの担い手』勁草書房, 2013年, 225-249ページ。

【02】労働者協同組合と企業組合等との共存・連帯に向けて

樋口兼次(白鷗大学)

本年 10 月 1 日に「労働者協同組合法」が施行されるにあたり、労働者協同組合と類似の生産協同組合として存在する企業組合とどのように共存し連帯していくか検討する必要がある。労働者協同組合が他の協同組合、NPO、そして中小企業など地域のさまざまな主体や市民と連携・連帯できるのかを考える契機としたいという、メインテーマの座長、松本典子駒澤大学教授の解題主旨に添いたい。報告の構成と要旨は、以下のとおり。

1. 労働者協同組合と企業組合の比較

両者は、理念にかかわる表現は異なるが、組織の基本構造においては変わらない。理念においては、労働者協同組合がディーセントワークの実現等の労働理念の実現を掲げるのに対し、企業組合は相互扶助の精神と協同組合原則を掲げる。組織関係については、労働者協同組合と企業組合ともに、構成員が「限定されない個人」であること、出資、従事、経営参加する生産協同組合の形態であるが、組合運営に関する組合員の関与の仕方、組合員の組合との労働契約関係、組合員の従事比率、設立の方法等については若干の相異がある。両制度とも、小規模事業者、労働者、無業者など、あらゆる個人が利用できる規定になっているので、利用する市民が正しく、自由に選択できる理解が必要である。

2. 既存の生産協同組合と関係

日本における生産協同組合は、農林水産業部門(漁業生産組合、生産森林組合、農事組合)と非農林水産部門(企業組合)があり、これらと労働者協同組合を比較し、労働者協同組合の位置関係を検討する。

3. 労働者協同組合と企業組合の協同組合運動における関連性

企業組合は、日中戦争期、中国における「工業合作社運動」、「満州」における「合作社運動」の影響を受けて戦後民主化運動の一環として成立した「生産合作社」を源流としている。これが戦後における生産協同組合運動の人的、思想的側面に与えた影響、立法経緯を理解する。

3. 労働者協同組合と企業組合の選択

両者におけるグループ構成員の属性(市民、労働者、無業者、学生、個人事業者その他個人)と名称の親和性、組合員の共同決定の仕組み、従事の形態の相異などをふまえ、市民が自由に組織選択するポイントを整理する。

5. まとめ 日本における生産協同組合の制度史、生産協同組合運動への理解と今後の協同組合の連携の課題を述べる。

【03】フリーランス/非正規雇用という二つの働き方に資する芸術従事者の協同組合の可能性

木原進(法政大学大学院連帯社会インスティテュート)

現在の芸術従事者¹(フリーランサー)の労働環境は良いとはいえず、経済的地位も高くない。これらを改善するにはどうすればよいか。2022年2月、芸術従事者の報酬実態を把握するために、芸術従事者を対象にアンケート調査を行った²。回答した芸術家の約5割が経費差引前の収入が200万円未満であり、副業(非正規雇用)を持つ者が約6割であった。この状況に呼応するように労働組合や協同組合などの連帯を必要としていた者が約75%いた。ここで社会と芸術の関係を詳細に述べないが、社会にとって芸術はなくてはならない。芸術を絶やさないために労働環境・経済的地位の改善が必要だろう。一方で、生活のための副業も積極的に捉えたい。現代社会は不安定であり生業を一つにすることは危険であるし、副業の経験は芸術表現の糧となり得る。賃労働とお金を得られない仕事の区分はどこにあるのか、「働くとは何か」という問いに関わるだろう。以上をふまえ、フリーランス、非正規雇用という二つの働き方に資する芸術従事者の協同組合の可能性を検討する。

今直面している問題については「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」等を参考に自衛し、将来的には、芸術分野での先行例である日本俳優連合のような中小企業等協同組合や、バックエンド業務を担う Smart.coop のような Shared Service Cooperative を設立することで労働環境・経済的地位の改善を図れるのではないかと。

日本俳優連合は放送局や製作会社と出演条件や安全対策等について団体協約の締結を行っている。団体協約を締結する際、通常組合から団体協約をしたい旨の申し出がなされ、相手方と交渉がもたれる(団体交渉)。相手方は「組合員と取引関係がある事業者(小規模の事業者を除く。)」であり、現代美術分野ではギャラリー、美術館等が当たる。事業規模によって交渉の可否が決まってくるが、一定の従業員数を有するギャラリーや美術館とは団体交渉が可能である。ただしギャラリーは小規模事業者、個人事業者も多く、芸術従事者はギャラリストとの協同も視野に入れる必要があるだろう。

Shared Service Cooperative が、会計、請求書発行、助成金申請支援、労災・失業保険等のバックエンド業務を担えば、芸術活動に注力することができ、法律相談や確定申告、仕事の紹介等のサービスは非正規雇用としての副業部分にも資する。加えて現代美術分野の流通の問題として、作品売上のほとんどがギャラリーに限られていることがある。芸術従事者の協同組合は、オルタナティブな流通の存在として、作品販売や著作権管理も行えることが望ましい。

本報告では、現代美術分野での団体協約の締結の可能性を検証するとともに、フリーランスと非正規雇用の両面を持つ芸術従事者による協同組合のあり方を示し、議論の俎上にのせたい。

¹ 本報告では、現代美術分野で活動する芸術家およびキュレーターなど芸術家以外で芸術に従事する者を対象とする。

² 美術分野における報酬ガイドライン策定のためのアンケート調査結果、2022、<https://tinyurl.com/2h5w5sz> (2022/8/13 最終閲覧)

【04】大学生協事業業績経年変化の可視化から見えるもの・その3

－持続的発展のための理事会での議論を－

仲田 秀(法政大学大学院政策科学研究科博士後期課程満期修了)

筆者は2018年、2019年に個別論題で、「大学生協事業経營業績経年変化の可視化から見えるもの」その1、その2として取り上げてきた。その1では1980年から30年間を取り上げ、個別大学生協の経営状況を可視化することによって、高事業業績と組織状況の関係を検討し、累積欠損金克服のスピードが、経営改革の深さに連動していることを明らかにした。その2では事例研究を進めながら、組織状況を「事業組織としての大学生協が持続的に発展し続けるには、良好な事業業績(つまり健全な経営)が必要であり、同時に、それを生み出している組織状況が重要である。ここで組織状況とは、その事業組織の意思決定と執行のシステムと運営、組織がもつ文化(組織文化)、その組織が問題解決のためにもつ力(つまり組織容量)の総体である。」と規定している。「そこで、事業業績とその組織状況を明らかにすることが重要なのである。」と述べた。しかし、その後2年間、コロナのため、参加できなかった。その後2020年7月論文集「大学生協の持続的発展について～大学生協における理事会のリーダーシップと経營業績」を発表した。ここでは理事会がその大学生協の要であることが明確になっている。その間、他の学会で、2000年代のその後、2018年までの大学生協事業経營業績を取り上げ各個別大学生協の事業業績分析をおこなってみた。

なぜ筆者が可視化にこだわるかという、そのことによって、自生協の事業経営のスタイルを掴み、問題や今後の留意点を共有・把握して、理事会で明快に議論するためである。コロナ以前までの事業経営のスタイルを掴むことはその後の改善の起点になる。大学生協とは全構成員組合員にとってなんなのか。自分たちにとって何なのか？大学生協の価値はどこにあるのか？など、組合員が協同で解決しようとする組織文化を育て発展させるにはどうしたらよいのかなどをとりあげる。そのリーダーシップは理事会にかかっている。今回はコロナ直前の経営状況までで考えてみる。

参考・引用文献(ABC順)

福武直 『大学生協論』1985 東京大学出版会

仲田秀 「大学生協と福武直」2006 自費冊子

仲田秀 「大学生協事業業績経年変化の可視化から見えるもの」その1 2018,9 日本協同組合第38回大会個別論題／その2、2019,9 日本協同組合第39回大会個別論題

仲田秀 「大学生協の持続的発展について～大学生協における理事会のリーダーシップと経營業績～」20207 自費出版 A4版 172ページ

【05】 福井県の中小企業組合における共同経済事業の実施状況

堀井真理生(福井県中小企業団体中央会)

筆者は、勤務先の上部団体である全国中小企業団体中央会の「令和2年度小規模事業者組織化指導事業」において、福井県内の会員中小企業組合における共同事業の実施状況を把握するためのアンケート調査を実施する機会を得たのでその結果の概要について報告する。本調査の実施目的は、中小企業組合における共同事業、とりわけ、共同経済事業と呼ばれる経済的取引を伴う共同事業の実施状況とその有効性の有無を把握するという点にあった。実務や研究の場において、中小企業組合の伝統的な共同経済事業が、有効に作用しているのか否かという検証が見当たらないことが実施の理由であった。

組合の設立や運営の場においては、外国人技能実習生の受入を主たる目的とする組合、補助金や各種認可認証の取得を目的に組成される政策利用に主眼を置く組合については、共同経済事業の捉え方が副次的、あるいはそれ以下のものとして軽視され、中小企業組合の支援機関である各中小企業団体中央会の職員の認識も共同経済事業の外に存在意義を見出すこれらの組合を是とする場面が散見されている。

同様に、中小企業組合研究の様相においても中小企業組合の共同経済事業がどのような効果を組合員に供するかという言及はあまり見当たらず、時代に合わないものであるという主張や、共同経済事業以外の周辺事項により存在価値を示そうとする論調が目立っている。それらは、中小企業組合は、大量生産、大量消費といった量的側面に包含されるべきものではなく、そこに類さない高付加価値生産性を見出すべき存在であるという論に集約されようが、こうした論は戦後間もなくの中小企業研究等において表出した伝統的主張に沿わせたものにすぎず、協同組合ならではの事業形態を直視していない。

以上のような実務、研究の状況から中小企業組合の共同経済事業にはさほどの価値もないのであろうかという単純な疑問が本アンケート調査実施のきっかけとなった。回収の結果としては、共同経済事業は無視できないものであるという結論に至っている。

本調査では、主に共同経済事業の実施の有無、実施している共同経済事業の種類、共同経済事業が発揮している効果について設問を設けた。共同経済事業が発揮している効果については、藤谷築次氏の規模効果と組織力効果の概念を援用して設問を設定したが、本報告においては、規模効果を中心にひとまず端的に提示したい。なお、活用した事業費は、中小企業の中でも小規模の事業者で組成される組合の実態調査費であるが、その比較対象を要するという意味合いのもと、全ての会員組合に調査をかけたものであるのでその旨付記する。

報告の構成は、問題意識、指導実務の現状、先行研究の整理、アンケートの設問概要、アンケート調査の結果、結論と課題提示の順に行うものとする。

【06】なぜロッチデールは先駆者となり得たのか？

杉本貴志(関西大学)

協同組合原則の3度目の改訂に関する議論が、いよいよ始まっている。そこで再び注目されるのが、その原型としての「ロッチデール原則」、そしてそれを生み出した「ロッチデール公正先駆者組合」である。本報告は、この1844年生まれ先駆者組合が現代協同組合運動の文字通り「先駆者」としての地位を獲得できたのはなぜなのかを明らかにし、「原則」はどのような環境から生まれ、広がり、確立していったのか、当時の諸資料を掘り起こしてもう一度確認しようという試みである。

よく指摘されるように、ロッチデール以前にも協同組合形式の店舗は多数つくられている。スコットランドで1761年に創設されたフェンウィックの組合による購買事業の開始は1769年といわれるし、イングランドでもシアネスの組合店舗が1816年に設立されている。1820年代後半から1830年代にかけてのオウエン派初期協同組合運動でイングランドに設立された協同組合店舗は250以上といわれ、その中にはリップンデンやロックハースト・レーンのように20世紀になっても健在だった協同組合が存在する。こうした古参組合を差し置いて、ロッチデールが「先駆者」といわれるのはなぜなのか。

報告では、こうした先行組合のさまざまな成果と失敗に学びながら、ロッチデール公正先駆者組合がいかなる構想と準備のもとで協同の店舗を開設したのか、そしてロッチデール・システムとも呼ばれた運動と経営のあり方がいかに周辺の組合へと広まったのか、当時の組合議事録、組織の機関誌・編年史等内部資料類、地元コミュニティの新聞記事、そしてG・J・ホリヨークやニールらキリスト教社会主義者による公正先駆者組合論を用いて明らかにする。

有名なホリヨークのロッチデール論についても、これまでの研究ではその刊行年さえ不正確な記述が散見される。『協同組合辞典』のような権威ある書物においても、ロッチデール原則に関する記述は実は大きな誤りを含んでいる。原資料を確認することによってそうした誤りを正すとともに、ロッチデール・システムがどのように生まれ、それがどのように伝えられ、どのように理解されたのか、より正確な状況の把握に近づくことが、本報告による調査作業の目標である。そうした作業によって、たとえばロッチデール公正先駆者組合やロッチデール原則の象徴のように扱われる「利用高に基づく組合員への剰余の分配」を先駆者組合が、先行組合の経験から学び、自らの運営ルールとして取り入れることで、協同組合の世界でいかなる地位を獲得したのか、また、それがいかなる運動の変質を招くに至ったのか、19世紀後半における協同組合運動の本質的理解にも結びつくであろう。

【07】イギリスにおける初期の協同組合経営

-1852 年産業節約組合法の成立前を中心に-

松浦陽子(明治大学大学院政治経済学研究科)

イギリス協同組合研究史は、その運動に着目して、1844 年設立のロッチデール公正先駆者組合(以下、先駆者組合)の成功事例に研究の焦点が当てられる傾向が強かった。その結果、先駆者組合の設立以前に展開した多くの協同組合経営への調査はあまり進んでおらず、また 1852 年産業節約組合法(1852 年法)による協同組合の法認を要請するに至った背景の解明も十分とは言えない状況にある。本報告では、イギリスにおける 19 世紀前半の協同組合の設立と経営を実態面から再検討することにより、1852 年法成立前の協同組合経営が抱えた諸問題に接近した。

黎明期の協同組合は、友愛組合法下にあったが、1820 年代末から 1830 年代初頭に「ユニオン・ショップ」を含め、小規模の安定した店舗経営を主流とする「協同コミュニティ」の建設を目指す組合の設立し、協同組合会議などの組合間の連携を進めた。しかし、その連帯もヨークシャー、ランカシャー州といった協同組合運動が活発であった地域に限定され、商取引上の法的保護の欠缺から組合規模にも制限が及んでいた。当時の協同組合は、たとえ成功裏にあっても、組合員一人当たりの最高出資額は 4 ポンド、組合員数は 250 名、出資総額は 1000 ポンドとする慣例を設けていた。このような初期の協同組合活動を経て、設立された先駆者組合は、資本金 28 ポンドで店舗経営を開始した。その規約には、店舗での利益を蓄積させ、生産者協同組合(以下、生産組合)の設立・協同コミュニティの建設が目標に掲げられ、「掛け売り」を禁じるなどの堅実な経営が行われていた。1849 年のロッチデール地区の貯蓄銀行の破綻から、一定の信用を得ていた先駆者組合へ地域住人による預金の預け替えがなされたことを機に、組合基金は 1000 ポンドを上回り急増した。1850 年には製粉組合を併設し、1860 年には 1 万ポンドの利益を上げるまでになった反面、投資目的の組合員の増加により、協同組合経営に変質をもたらすこととなった。先駆者の一人であった W.クーパーは、このような協同組合原則を理解しない組合員を非難し、「自分の主義主張に合わない組合に入って、その組織を破壊するのは間違っている」と主張した(Bonner 1961)。1852 年時点では、先駆者組合も含め多くの協同組合は、友愛組合での登記により、組合外部との商取引が禁じられていた他、土地や貸店舗も組合として所有できないなど、事業が拡大する程にさまざまな困難が生じていた。しかし、円滑な事業経営のための法認を望みつつも、積極的に有限責任制度を導入してまで増資を必要とする段階にまでは及んでいなかった(松浦 2022、119)。

【08】 生協を支えているのは誰かーパルシステム東京の存立構造と組合員の意志反映

阿高あや(日本協同組合連携機構/東京大学大学院学際情報学府)

日本協同組合連携機構は2019年度に立ち上げた「協同組合の現代的価値と存立構造に関する研究会」のなかで、生活協同組合パルシステム東京(以下、パルシステム東京)を対象とした事例研究を継続している。本報告では同生協の概況と事業の動向、組合員の意思反映の体系、組合員活動の展開状況等を概観し、同生協の存立構造の特徴の析出を試みるものである。

パルシステム東京は、1970年代に辰巳団地生協やタマ消費生協など先駆けとなるいくつかの生協が統合して誕生し、2020年度で50周年を迎えた生協である。同生協の2021年度末の組合員数は52.3万人で、東京都733万世帯に対する組合員組織率は7.1%となった。また2021年度の総事業高は891億2,100万円で、主たる食品や日用品・共済・電力などの供給事業のほか、福祉事業、教育文化事業なども行なっている。2020年度はコロナ禍を受け急激な既組合員の利用増加や新規加入者の増加も見られた。

パルシステム東京の組合員活動は、「組織参加」「企画参加」「多様な参加」の三つに大別される。理事育成の場としては、かつては行政区・支部・地区別の委員会があったが、2006年からはそれら地区別委員会のほかに、食や環境といった分野別の委員会も設けられ、新たなリーダー育成の場としての機能も果たしている。更に地区別・分野別委員会のほかグループ活動という制約の少ない小規模組織も30(180名)ほど存在し、新たな可能性が期待されている。

これら活動組織により、現在のルールでは、1組合員は最大で地区別委員会、分野別委員会、グループ活動(最大2つ)の4組織に参加することができる。今回の研究では、同生協の前身生協の母体となるエリアには、組合員数に比して委員会数が多いという特徴も認められた。設立当初からの組合員も加盟し組織を支えている。反対にネットスーパー的に同生協を利用する組合員との関係の希薄化は改善が難しい状況が続いている。

そこでパルシステム東京は現在、より広く組合員に活動に携わってもらおうべくプロジェクトを設け見直しの論議を始め、風穴を吹き込もうとしている。ほかにも、組合員自らがエリア・コーディネーターとなる中間支援組織業務を受託していたり、職員は組合員の要請に応じる形で「しっかり支援」と「ゆるやか支援」の2段階の体制を整備していたりするなど、他の協同組合のリーダー育成にも示唆的な知見が蓄えられていると考える

【09】ゼミ活動を通して考える F E C 自給圏の視点の有効性

石坂誠(敬和学園大学人文学部)

はじめに

F E C 自給圏は、経済評論家・内橋克人氏が提唱した概念である。外に資源を求めるのではなく、地域の中の資源を宝として発展させていこうという考え方である。

1.ゼミ活動の基盤となる考え方について～外で研究し、中(大学)で実践する～

ゼミ活動の基盤にしているのは、佐々木の次の見解である。「ヨーロッパでも最先端の研究教育活動を展開していた同大学の研究所長(当時)マリア・カナダスさんから伝えられた、『これからの大学は、研究は大学の“外”で行い、むしろ実践を大学の“中”で行うのだ』ということばは、今でも忘れられない」(佐々木:2021)。

2. S D Gs と F E C

S D Gs と F E C の大きな違いは、F E C 自給圏が、新自由主義への対抗軸、理念型経済を目指しているという点(内橋克人)、そして地域を強く意識しているという点である。

3. 具体的なゼミ活動

①F:食農ネットささかみが行なっている田植え、稲刈り。②E:おらって新潟市民エネルギー協議会と提携し、発電所管理のお手伝いや新潟県内で行われる環境フェスタへの参加。また、新潟水俣病の患者会である冥土連との交流。③C:人のケアはもちろんであるが、地域のケア、地球のケアというように、ケアを広い概念で捉えて活動を行なっている。

4. 学生の理解(感想等の利用について=承諾を得た学生のみ限定している)

活動の中で F E C 自給圏についての理解は着実に促進されている。レポートの中に、F E C という言葉が使用されるようになっていく。特に「環境」面への理解は、着実に深まっていることを読み取ることができる。

おわりに～F E C と居場所作り～

F E C の視点で活動する中で、いくつかの小さな居場所に出会った。カフェという食関連の小さな拠点を基盤に、F と C 関連の事業を積極的に行なっており、将来的には電力も再生可能エネルギーで全て賄いたいなど、小さな F E C 自給圏とも言える居場所も出現している。今後はこうした居場所作りに焦点を当ててゼミ活動を深化させていきたい。

引用文献

佐々木寛(2021)「『国際交流ファシリテーター』事業—2つの基本理念」『新潟国際情報大学』国際学部紀要第6号、1-4

【10】有機農産物専門生協による産地への進出

－株式会社コープ有機 九州支所の生産・集荷行動を事例として－

鈴木智也*、堀部篤**、高梨子文恵**

(東京農業大学大学院*、東京農業大学**)

現在我が国では、コロナ禍における宅配需要もあり、有機農産物への需要が堅調である。しかし多くの有機農産物の産地は、生産者の高齢化や減少という課題を抱えており、その需要に必ずしも応えられていない。有機農産物は卸売市場流通にはなじまない面もあり、これまで産直や「提携」等の様々な流通経路において、生産者と消費者の関係が構築されてきたが、そのなかで、生協が果たしてきた役割は大きい。これまでの生協による有機農産物の産地への支援は、①全量買取や事前の価格取り決めによる生産者の収益保護、②消費者交流会の実施、③農業技術の指導などが挙げられる。一方で近年は、有機農産物専門生協を中心に、現地への支所や農業法人の設立などにより、有機農産物の産地に進出し、積極的な生産・集荷行動を行っている。これらの新しい動向は、今後の有機農産物の生産・消費や生協が産地に果たす役割を考える上で注目される。

そこで本研究では、有機農産物専門生協による産地への進出の要因および、産地に与える影響を明らかにした。対象は、コープ自然派が出資して設立した「株式会社コープ有機 九州支所」である。選定理由は、第一に、古くから有機農業が盛んな熊本県山都町に進出していること、第二に、有機農産物の専門生協であること、第三に、生産法人の設立や新規参入者の育成など、生産を含め、多様で新しい活動を行っていることである。

調査の結果、産地進出として、①現地支所の設立による細やかな生産管理と安定的集荷、②農業法人(子会社)を設立し、現地住民の雇用による農業生産、③パッケージセンター設立による、選別・調整・配送、④農業技術研修機関を設立して新規参入者育成、を行っていた。

このように有機農産物専門生協が産地に進出して生産・集荷行動を行う要因は、第一に、価格・量・質が一定水準以上の有機農産物を年間通じて安定的に確保するため、第二に、流通過程におけるコスト削減、第三に、消費者にとって魅力的な情報発信であった。

また、生協の産地への進出が、有機農業が盛んな産地に与えた影響としては、地域外出身者である新規参入者の定着・増加と、非農家の現地住民の雇用創出であった。今後、新規参入者や生協出資の現地法人による生産が、一定程度既存農家による生産から置き換わっていくことが予想される。ただし、新規参入者は研修や能力により技術水準を高めることができるが、農業法人は今のところ技術水準が低い品目に限定されている。

【11】 飼料用米を利用した畜産における農協と生協の役割

－ 鶏卵のサプライチェーンに着目して－

山野薫(近畿大学)

耕作放棄地の拡大防止や、食料自給率の維持、飼料原料の輸入量削減などを目指して、国産の米を畜産飼料に活用する動きが、ここ 10 年ほどの間に、一定層において定着してきた。最終製品である畜産物は、しばしばブランド商品として扱われるが、供給量が限られるなどの理由により、生協を経由して一般消費者へ販売されることも多い。また、畜産飼料に利用される米(以下、飼料用米)は作付時より主食用の米とは区別して扱われるが、飼料用米の生産・保管・流通・利用の各工程には飼料用ゆえの考慮すべき事柄が存在する。これらの事柄は、飼料用米の生産者(耕種農家)と畜産物の生産者(畜産農家)の双方が持続的な経営を行うための課題と直結しており、早期に解決の方向性を見出すことが望まれる。

そこで本研究では、飼料用米ならびに飼料用米を利用した畜産物を一定規模で安定的に生産、供給する仕組みを構築するために、畜産に飼料用米を利用する際の課題を抽出し、飼料用米の生産から畜産物の消費までの過程において、農協と生協にはそれぞれどのような役割が求められるのかを明らかにする。

研究対象とする事例には、生活協同組合おかもまコープおよび京都生活協同組合を出口とする鶏卵のサプライチェーンを選定した。2020 年 4 月から 2021 年 5 月の間に各生協や飼料会社等の担当者に対して、飼料用米と鶏卵の生産・流通の仕組みや各関係者の役割などについての聞き取り調査を行った。

畜産に飼料用米を利用する際の課題は複数存在したが、飼料用米生産者(耕種農家)の集約、飼料用米の物流、鶏卵の販売と大きく 3 つに分けられた。聞き取り調査からは、おかもまコープを出口とするサプライチェーンでは、生協は鶏卵の販売を担い、農協は耕種農家の集約や飼料用米の物流のコントロールを担当するというように、工程によって分業していることが明らかになった。一方、京都生協を出口とするサプライチェーンでは、農協の関与がほとんどなく、耕種農家の集約から飼料用米の物流、鶏卵の販売に至るまでのほとんど全てを京都生協が担っていた。これらの事例を比較し、畜産に飼料用米を利用する場合には、農協と生協の関わりがそれぞれどのような意味を持つのかを、その効果とともに考察する。また、当該サプライチェーンにおいてどのように関係者間で役割や責任を分散し、飼料用米や畜産物の安定的な生産を目指すことができるかについても検討したい。

【12】長野県南佐久地域における青果物生産・流通の農協依存の要因 —農業経営機能の依存度と農協への期待に着目して—

井出澤茉歩(京都大学農学研究科生物資源経済学専攻)

1.本研究の問題意識

農産物の流通チャネルの多様化で、所得向上を目的に農協を介さず、川下と取引を行う農業経営体が増えている。その一方で、依然として流通面の「農協依存」を続ける農業経営体が多い。所得向上よりも重要な目的を持ち、それを農協との取引によって満たそうとしているのではないか。

2.本研究の分析課題

そこで本研究では、農業経営体が「農協依存」する要因に注目し、農業経営体が農協との取引・関係において何を重視しているのか明らかにする。そのために「農協依存」「農協離れ」をテーマとする先行研究から抽出した、「農業経営体が農協に依存する要因」を仮説と位置付け、それらが調査事例(長野県南牧村)において実証されるか否か、聞き取り調査(半構造インタビュー)に基づいて明らかにする。また仮説と異なる(先行研究の主張と異なる)場合、なぜ異なるのかまで分析を深めることで、農業経営体が農協との取引・関係で重視しているものを鮮明にしたい。

3.分析の結果

先行研究から読み取れる農協依存要因(本研究の仮説)は、①農業経営の自己完結度の低さ、②代金回収の確実さ、③集出荷施設の利用、④適切な営農指導、⑤農業生産資材の購入、⑥組合員の社会的・経済的同質性の高さ、⑦農協の事業展開と組合員のニーズの一致、⑧農協の取引価格、⑨農協以外の業者との関係構築機会の少なさ、⑩組合員と農協職員の関係の濃密さ、である。

調査事例(長野県南佐久郡南牧村)においては、要因①について作目選択、生産規模の決定、技術的生産管理、販売管理の4つの農業経営機能で自己完結度が高く、要因⑥について「担い手的性格/地権者的性格」「後継者の有無」について組合員の異質化(分化)が見られた。このような農協離れが生じやすい状況にも関わらず、農協依存が顕著である要因として、「担い手的性格を持つ経営体が多数派であること」「組合員の経済的・社会的特質の分化が少数派を生んでないこと」、「産地ブランドを確立していること(高原薬物野菜産地としてのネームバリューを生かした販売事業)」の3点を見出すことができた。

【13】東とくしま農業協同組合における取り組み

－地域経済に果たす役割－

段野聡子(徳島大学)

徳島県内には、JA徳島市、JA美馬、JAあわ市など13のJAを有している。東とくしま農業協同組合(以下、JA東とくしまという)は、この13JAの1つである。

JA東とくしまの設立は1999年4月、2020年3月末現在の職員数は230名である。管内は小松島市、勝浦郡、阿南市那賀川町、阿南市羽ノ浦町となっている。

徳島県の東部を活動エリアとして、4支所1出張所、産直所を3店舗、農村資材の専門点を2店舗、その他にも機械センターや集出荷場など数多くの施設を有し、総合JAとして、スケールメリットを活かした事業展開を行っている。例えば、過疎地を全国的な知名度へと引き上げた上勝町の葉っぱビジネスは、映画や雑誌でも取り上げられるなど、世界からも注目されるビジネスモデルとなった。また、地域や高校、大学などとの連携による、商品開発やインターンシップを行うなど、農業と地域活性化の取り組みを促進させている。

このように、JA東とくしまでは、小地域レベルでみられる活動にアンテナを張り、地域とのネットワークづくりを構築させている。

(単位:千円、%)

	2019年	2020年	2021年
経常収益(事業収益)	4,725,313	4,457,980	3,979,569
経常利益	90,915	143,684	143,499
単体自己資本比率	11.98%	12.87%	12.90%

(図1)過去3年間における損益状況

過去3年間における損益の状況を見ると、上記の(図1)に示されるように、コロナ禍において、経常収益は減少しているが、一方、経常利益、自己資本比率は高くなっており、JA東とくしまの創意と工夫による事業経営が見て取れる。

本研究では、このようなJA東とくしまの取り組みを概説し、地域との協同(協働)による事業が、地域経済に果たす役割について考察するものである。

テーマセッション1 多文化社会と協同組合

企画代表 神田すみれ(地域と協同の研究センター)

本セッションでは「多文化社会における協同組合の役割」の探究を目的として、報告者らが実践的に積み上げてきた事例に依拠して、多文化社会と協同組合を架橋するための概念・枠組みを提起する。

□座長 趣旨説明 田中夏子(長野県高齢者生協) (5分)

□第1報告「市民活動における「多文化」と「協同組合」の相互補完的関わり、その実践」 神田すみれ
定住外国人との接点を「労働力確保」に狭めるのではなく多様性を尊重しできることを出し合う福祉事業と地域の取り組みを、全国の協同組合を対象に行ったアンケート調査結果と合わせて報告する。また個人の尊厳に立脚する協同組合が相互補完的に関わることにより「公的セクターに依る空隙」を埋める難民食料支援と、官民協働のネットワーク形成につながったウクライナ避難民受け入れにふれる。 (15分)

□第2報告「多文化共生に協同組合の視点を取り入れる意義と可能性」大橋充人(地域と協同の研究センター)
「多文化共生」の政策上の定義を示した上で、日本における移民の協同的な取組の必要性・可能性を「協同組合」の枠組から検討する。具体的には、開発援助では貧困地域などに「協同組合」を設立する手法があることから、その枠組を多文化共生に援用する。また、多文化共生においても連携の取組が問われる中、「移民」の協同組合にとどまらず「多文化共生」の取組に展開していく可能性を探る。 (15分)

□第3報告「協同組合原則に基づく多文化共生と協同組合の実践検討」部坂菜津子(地域と協同の研究センター)

「協同組合」原則から見えてきた多文化×協同組合の実践への可能性を検討する。研究センターで実施したワークに基づき、協同組合のアイデンティティや協同組合原則に照らし合わせた、共通のニーズに基づく多文化×協同組合の模索・資源を共同化する具体例をふまえ、実践への可能性と課題を提示する。 (15分)

□第4報告「多文化共生の協同組合、その体現と実践にむけて」菅野晶仁(地域と協同の研究センター)

「協同組合のアイデンティティ声明」を補助線として多文化社会と協同組合を論じるワークの経験から、多文化と協同組合に共通する価値を確認できることを示し、市民活動において双方を重ねる有効性と可能性を発信する。 (15分)

□座長 コメント 田中夏子(長野県高齢者生協) (10分)

□質疑応答 (15分)

各報告では、国際地域開発、難民・避難民支援、市民活動において「多文化」と「協同組合」の相互補完的関わりが必然的流れであることが示唆される。実践をもとにした議論を継続するとともに、「協同組合のアイデンティティ」に多様性・多文化を位置付ける妥当性としても議論を提案したい。

テーマセッション2

協同組合のアイデンティティと「組合員参加」～顧客から組合員参加の契機を探る

企画代表 向井忍(地域と協同の研究センター)

- ・1995年「協同組合のアイデンティティ声明」採択に至る経過では、協同組合の組合員参加について日本の地域生協の到達点が注目されてきた。その後、グローバル化がもたらす社会環境においても、生協事業と組織においても、大きな環境変化が進んでおり、1990年代以降、組合員(意識)の多様化を背景に、生協事業の規模拡大と事業連合化に伴う事業システムの自立化(「企業化」)との対比で「組合員の顧客化」が指摘され、また、「組合員組織の分離」や「経営者支配」と協同組合ガバナンスの課題も指摘されてきた。
- ・2021年ICAソウル大会で「協同組合のアイデンティティ」を深める討議が提唱されており、「組合員の自治的結合組織」としての協同組合の現状の再確認が必要である。本セッションでは、日本協同組合学会「経済学・経営学部会」での討議をふまえて論点を絞り、【利用していても、協同組合事業やその背景にある社会環境への関心が高まらず、受動的消費にとどまる(離反しやすい)状態】を「組合員の顧客化」と定義した上で、組合員が生協利用を通して協同組合に参加するとはどのようなことかに焦点をあてて討議し、「協同組合のアイデンティティ」に関わる論点を確認する。

【セッション前半】

座長: 安藤信雄(中部学院大学)

セッション前半は、「全国生協組合員意識調査」(独自調査)の分析結果から「顧客化」に影響を与える要因と参加への方向性を示し(向井忍)、生協事業において、生協組合員の能動的消費を促進する契機はなにかを提示(川島美奈子)、それらを可能にする、協同組合の事業と組織の構造に必要な要件を考察する(青木雅夫)。各報告に対し、生協創立期に顧客として参加した消費者が組合員としての価値創造に関与した経過から(田辺準也)、組合員の顧客化を防ぐためには、「道具主義的事業観」の克服が必要であるという視点から(向井清史)コメントする。

□報告1 生協組合員の「顧客化」に関する論点と現状 向井忍(地域と協同の研究センター) 10分

・地域生協において、1970～90年代までは、組合員主体の組織(組合員・班・班長会・地域運営組織)により利用・活動・運営参加が一体であったが、2000年代以降、利用・活動・運営参加の分離が進行している。その中で、「組合員の顧客化」は、1990年代以降、組合員(意識)の多様化を背景に、生協事業の規模拡大と事業連合化に伴う事業システムの自立化(「企業化」)との対比で論じられ、対応する「組合員組織の分離」や「経営者支配」と協同組合ガバナンスの課題が指摘されてきた。2010年代以降の社会環境変化に照らし、現状をどのように捉えたらよいか。2021年全国生協組合員意識調査(独自調査)の結果から「生協事業の評価・生協利用」に影響を与える要因をみると、A:家族構成、B:家計収支、C:生協への評価・活動参加、E:エシカル意識、D:社会への関心(農業・食料への関心含む)などがあり、「就労・雇用(環境)」及び「情報(媒体・入手先)」「自由時間の度合い」も影響している。生協理解と利用を促進するモデルを、「生協内部」で追求すること自体に限界があり、市民活動や社会教育、対話的情報理解を視野に、市民社会で生活協同組合の存在価値を発揮する回路に挑戦することが必要と考える。

□報告2 「生協組合員の顧客化」と組合員参加 川島美奈子(静岡英和学院大学) 20分

『転換点の生活協同組合』(1986)と2022年時点の生協組合員とは、「階層格差の進行」「価値観の変化」「インターネット社会の進行」から、ますます「組合員の顧客化」が進んでいる。生協組合員の能動的消費を促進する契機として、経済学的な立場から「共感」の仕組みを検証し、「共感」をどのように起こせば「組合員の顧客化」に対抗できるのかを考えたい。

□報告3 「協同組合のマネジメント構造」と組合員参加 青木雅生(三重大学) 20分

協同組合(主として生協)の組合員の「顧客化」が指摘されている中、組合員の利用を通じた「参加」を展望するような事業のあり方やマネジメントの構造について検討したい。ただし、顧客化を単純に悪ととらえるのではなく、そのニーズに応える(ことができていないか)ということ、経営学などの基本を踏まえ、改めて検討したうえで、組合員参加のために何が求められているのかを、「協同組合らしさ」を問い返しつつ、模索する。

□各報告へのコメント

田辺準也(地域と協同の研究センター)、向井清史(名市大名誉教授) 各5分 10分

【セッション後半】

座長(交代): 青木雅生

セッション後半では「所有と経営の分離」を克服しうる協同組合の優位性をどこに見出すか(安藤信雄)を示し、「協同組合のアイデンティティ」における組合員参加の枠組みとして「ユーザーシップ」の重要性を提示(栗本昭)する。またこれらがICAにおける協同組合のアイデンティティ検討においてどのような位置にあるか(前田健喜)を確認する。

□報告4 協同組合における「所有と経営の分離」と組合員参加 安藤信雄 20分

協同組合らしさが語られるとき、それは多くの場合、株式会社との違いが強調される。資本主義市場経済では、事業の資本、生産手段と利益の支配は、その所有者の株式所有権へ帰され、株主総会での一株一票の権利行使による。一方、協同組合では、一人一票が付与され権利は人に付与される。つまり経営への支配権は、株式会社では株式の所有量に付され、協同組合では、所有する人に対して平等に付与されていることが強調される。つまり協同組合らしさとは株式ではなく人へ経営支配権が平等に付与されることとなる。だが1932年に初版が出版されたバーリー＝ミーンズによる株式会社の「所有と支配(経営)の分離」が示していることは、株式会社の支配の実態が株式所有権から乖離しているとする研究であるが、それは同時に協同組合らしさを一人一票の平等に求められないこととなるだろう。この報告ではバーリー＝ミーンズの「所有と支配の分離」の論拠を精査しつつ、同時に実質的な協同組合らしさについても検討する。

□報告5 協同組合のアイデンティティにおけるユーザーシップの重要性 栗本昭(日本協同組合連携機構) 20分

協同組合はメンバーシップに基づく事業・組織であり、メンバーシップはアイデンティティ声明の肝である。所有と利用の同一性原理(出資・利用・管理の「三位一体論」)から、メンバーシップはオーナーシップとユーザーシップの結合したものとして捉えることができる。オーナーシップは使用・収益・処分する権利(所有権)であるのに対して、ユーザーシップは使用あるいは実質的管理する権利(占有権、地上権、賃借権等)である。協同組合のオーナーシップにおける組合員の議決権や持分権は、第2原則、第3原則によって制限される。ICT革命における所有から利用へのモデル・シフトによるシェアリング・エコノミーが興隆する一方、協同組合におけるメンバーシップは希薄化する傾向にある。第3原則(組合員の経済的参加)は財務的側面(出資金、剰余金処分)のみを規定しており、ユーザーシップについての規定が欠如している。

□コメント

「ICAにおける協同組合のアイデンティティの論点」と組合員参加 前田健喜(日本協同組合連携機構) 7分
質疑応答 13分